

廃第1234号-3
令和3年11月9日

一般社団法人千葉県環境保全協議会会長 様

千葉県環境生活部長
(公印省略)

産業廃棄物処理業の許可の取消しについて

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第14条の3の2により、産業廃棄物処理業の許可を取り消しましたので、下記のとおり連絡いたします。

記

事業者の氏名又は名称	東京都墨田区太平三丁目9番12号徳恵ビル 中国通商株式会社 (代表取締役 徳重 勤) (法人番号 2010601024502)
許可の番号	第01200129154号
処分の年月日	令和3年11月9日
処分の内容	産業廃棄物収集運搬業許可の取消し
処分理由 〔該当条項を含む〕	懲役刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者が、中国通商株式会社の政令で定める使用人となっていた。 このことにより、同社は、法第14条第5項第2号ニに該当するに至ったことから、法第14条の3の2第1項第4号に該当する。

廃棄物指導課監視指導室
TEL 043-223-2684